

京都メカニズム活用のための仕組みづくり（案）

1 趣旨等

(1) CDM事業

- (ア) CDM事業によるクレジットの発行までには、
- 事業者が運営組織（OE:Operational Entity）に事業を申請
 - 運営組織（OE）による事業の評価・CDM理事会への登録
 - 参加事業者による事業の実施及びモニタリング
 - 運営組織（OE）による排出削減量又は吸収量の検証及び認証
 - CDM理事会によるクレジットの発行
- の過程を経ることとなる。
- (イ) 今回のマラケシュ合意では、CDM事業を実施し、クレジットの発行を受けるためには、
- 国に国内登録簿が設置されており、参加事業者の口座が開設されていること。
 - 参加事業者は、当該事業活動がホスト国の持続可能な開発に資すること、自発的な参加であること等について、関係締約国から承認（approval）を得ていること。
- 等が必要とされた。
- (ウ) また、2000年以降COP7決定前までの間に開始されたCDM事業であって、2005年末までに運営組織（OE）に申請したもの（早期CDM）については、2000年以降のクレジットの遡及的発行が認められており、今後、早期CDMの申請など、CDM事業の具体的な取組みが動き出すものと見込まれる。
- (エ) このため、CDM事業の円滑かつ適正な実施等を図る観点から、必要な体制の整備を早急に検討する必要がある。

2) J I 事業

- (ア) J I 事業によるクレジットの発行までには、事業者が投資国・ホスト国に事業を申請し、承認を取得
ホスト国政府による排出削減量又は吸収量の検証
ホスト国政府によるクレジットの移転（排出割当量(A A U :Assigned Amount Unit)を排出削減単位(E R U : Emission Reduction Unit)に転換)の過程を経ることとなる。
- (イ) J I 事業については、国内登録簿の設置等のほか、議定書第6条第1項(a)の規定により、関係締約国の承認(approval)が必要とされている。
- (ウ) J I 事業によるクレジットの発生・移転は、2008年以降であるが、J I 事業そのものは、2000年から2008年までの間に開始されたものも対象となり得ることから、必要な体制を検討する必要がある。

2 必要な施策等と検討すべき項目

上記を踏まえ、当面、京都メカニズムを活用するために整備が必要と考えられる制度、施策としては、以下のものが考えられる。

なお、制度、施策を検討するに当たっては、今後検討されるレジストリーに係る国際的な技術ルールのほか、国内及び各国における実態等を十分に踏まえたものとする必要がある。

このため、当面の制度、施策を検討するに当たっては、当該国際ルール、実態等の知見・経験の蓄積等を踏まえ、将来、柔軟な対応が可能となるように配慮することが必要。

(1) クレジットの登録体制

C D Mクレジット等を記録するための公的な登録簿を設けること。

(主な検討課題等)

- ・ C D M理事会に設けられるC D M登録簿及びJ I 事業の相手国レジストリーの標準システムや、クレジット発効・移転・公開等に関する国際的ルールを踏まえたシステムの

設計

- ・ 具体的な事務処理体制の整備

(2) 事業の承認体制

(ア) CDM事業

CDM事業により認証排出削減量（CER:Certified Emission Reduction）を取得しようとする者は、当該事業について政府の承認を受けること。

政府は、当該事業が適当と認められるときは、その事業を承認するとともに、当該申請者のために、登録簿に口座を開設し、その認証排出削減量（CER）等を記録すること。

（主な検討課題等）

- ・ CDM事業の承認基準
- ・ 具体的な事務手続と、これに対応した事務処理体制の整備
- ・ なお、承認制度の構築に当たっては、CDM事業に取り組む事業者には負担とならないよう十分な配慮が必要。

(イ) JI事業

我が国がホスト国となる場合

- (1) 日本国内におけるJI事業により排出削減単位（ERU）を取得しようとする者は、当該事業について政府の承認を受けること。
- (2) 政府は、当該事業による排出削減量を検証した後に、当該排出削減量に係る排出割当量（AAU）を、当該事業者の希望する国の国内登録簿に移転すること。

我が国が投資国となる場合

- (1) 日本国外におけるJI事業により排出削減単位（ERU）を取得しようとする者は、当該事業について政府の承認を受けること。

(2) 政府は、当該事業が適当と認められるときは、その事業を承認するとともに、当該申請者のために、登録簿に口座を開設し、その排出削減単位（E R U）を記録すること。

（主な検討課題等）

- ・ J I 事業の承認基準の設定
- ・ 具体的な事務手続と、それに対応した事務処理体制の整備
- ・ なお、我が国がホスト国となる場合の承認制度の検討に当たっては、そもそも我が国がホスト国となることの適否、国内における国内事業者の削減事業に対する措置との均衡等を十分に考慮する必要がある。
- ・ なお、我が国が投資国となる場合における事業の承認制度の検討に当たっては、J I 事業に取り組む事業者に負担とならないよう十分な配慮が必要。

3) その他必要な施策

フィージビリティ調査の充実

C D M ・ J I フィージビリティ調査事業の充実や、当該調査によって得られた知見の共有等を通じた C D M 事業の支援促進。

途上国の理解の促進

アジア太平洋セミナー等の途上国との対話の機会を十分活用した、途上国側における C D M 事業に係る理解の促進。

運営組織（O E）の育成

C D M の事業の認証等を行う運営組織（O E）における認証作業のモデル事業等を通じた人材育成の支援。

ベースライン手法の検討

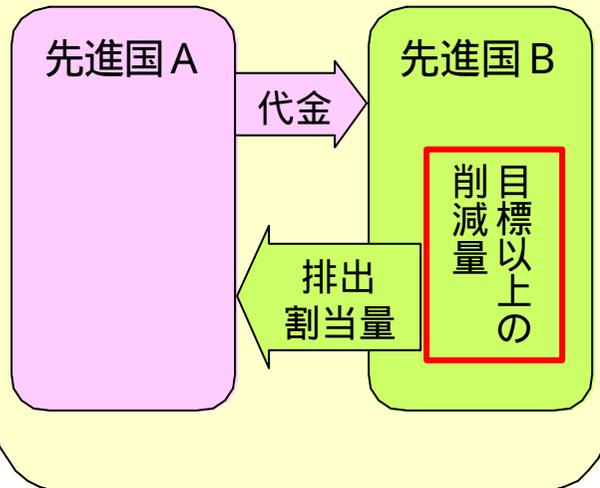
排出削減量を算定する前提となるベースライン技術の検討・提言。

なお、京都メカニズムの活用に必要な措置等については、今後、議定書の日本語訳条文を精査・検討する過程において、追加・変更等があり得ることに留意。

京都メカニズムの概要

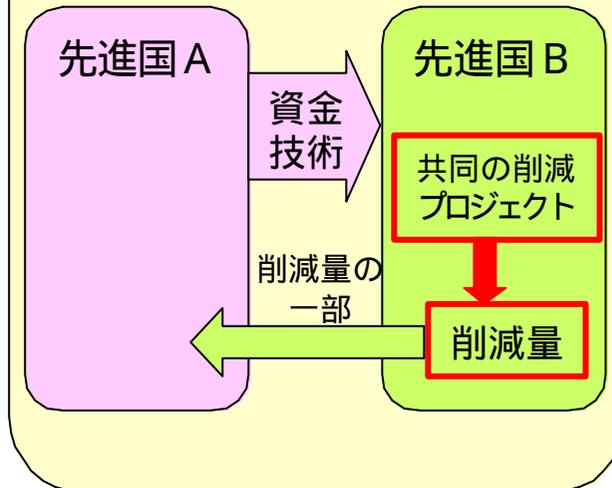
排出量取引

各国の削減目標達成のため、先進国どうしが排出量を売買する制度



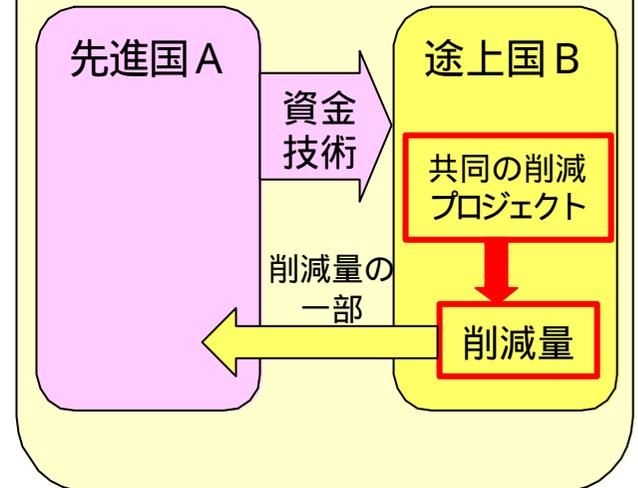
共同実施

先進国どうしが共同で事業を実施し、その削減分を投資国が自国の目標達成に利用できる制度



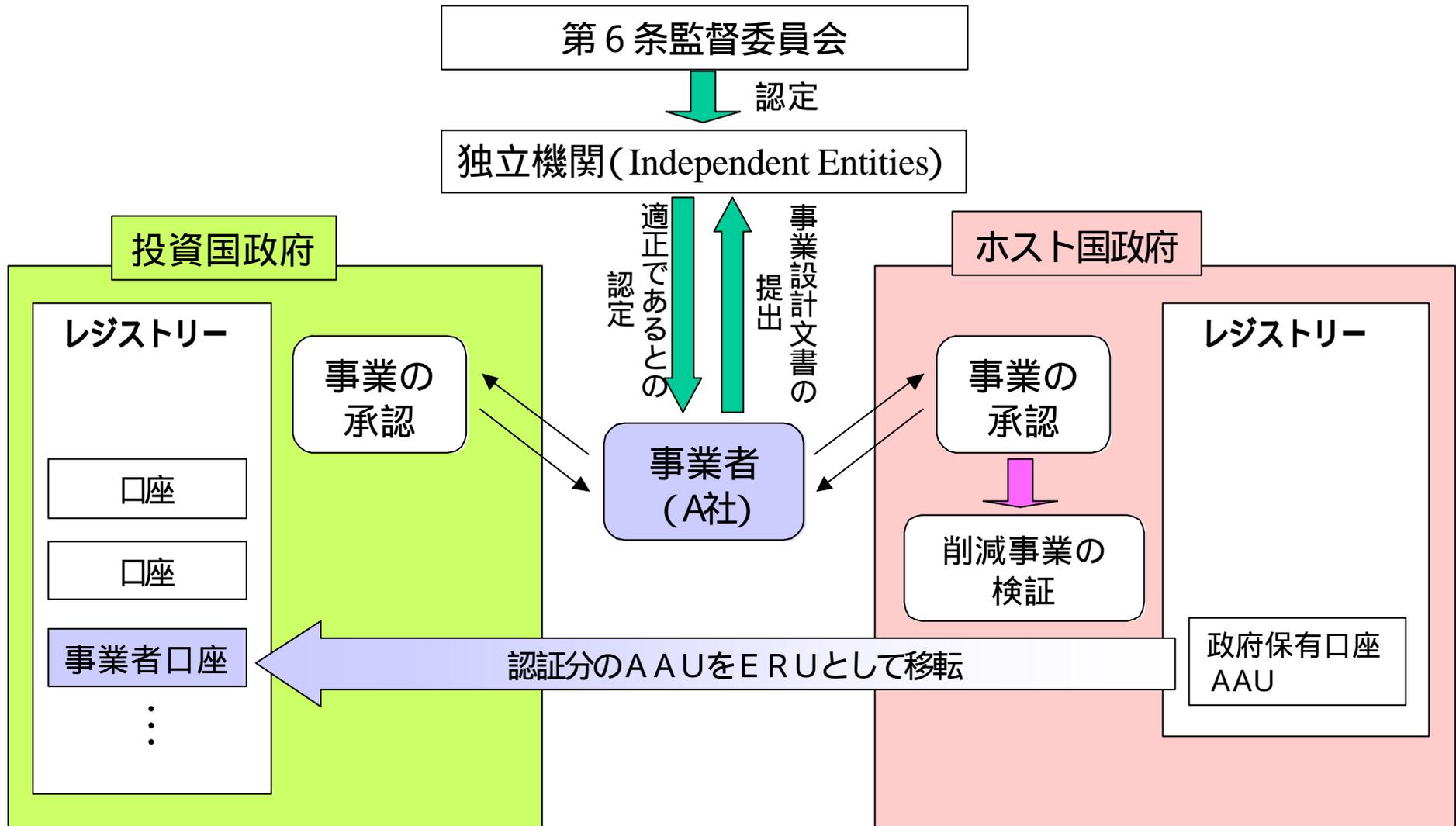
クリーン開発メカニズム (CDM)

先進国と途上国が共同で事業を実施し、その削減分を投資国（先進国）が自国の目標達成に利用できる制度



これらの取引および事業は、国どうしでのやりとりのほか、民間の参加も認められている。排出量取引市場の規模は、2010年には世界で20兆円になるとの予測もある。

J I 事業制度とレジストリー



ホスト国が求めた場合、ホスト国の排出量検討制度が不十分な場合等には、独立機関が検証手続を行う。

CDM事業制度とレジストリー

